

漁業を営む外国法人への投資をお考えの事業者様へ

対外直接投資に関する **事前届出制度** をご存知ですか？

漁業を営む外国法人が発行する **株式等の取得** や、当該法人に対する **金銭の貸付け、支店等の設置・拡張に係る資金の支払** にあたっては **外為法^{※1}に基づく「事前」届出が必要な場合があります**

※1：外国為替及び外国貿易法

事前届出が必要な取引または行為

届出の要否について悩む場合には、裏面のお問い合わせ先までご相談ください

証券の取得

届出者が **次の1～3のいずれか** に該当する漁業を営む外国法人が発行する証券^{※2}を取得する場合

※2：証券には、株式のほか社債や出資の持ち分等も含まれます。

金銭の貸付け（貸付期間が1年超のもの）

届出者が **次の1～3のいずれか** に該当する漁業を営む外国法人に対する **期間1年超**の金銭の貸付けを行う場合

▲注：当初貸付期間が1年以下であっても、当該貸付期間の延長に伴い1年を超える場合には該当する可能性があります。

1. 届出者の**出資比率が10%以上の外国法人**^{※3}
2. 届出者と、届出者の100%出資の子会社または共同投資者（届出者と共同して当該外国法人の経営に参加する者）の**合計出資比率が10%以上の外国法人**^{※3}
3. 届出者との間に次のいずれかの永続的な関係がある外国法人
 - ①役員の派遣
 - ②長期にわたる原材料の供給または製品の売買
 - ③重要な製造技術の提供

※3：証券の取得の場合は、届出に係る証券の取得の結果10%以上となる外国法人を含む。

支店等の設置・拡張に係る資金の支払

届出者が**外国における自己の支店、工場その他の事業所の設置または拡張にかかる資金の支払**をする場合であって、当該支店等が漁業を営む場合

届出書は、対外直接投資を行おうとする日の2か月以内に日本銀行を經由して財務大臣に提出する必要があります

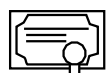
▲注：ただし、当該届出書が提出された日から起算して20日経過する日までは、当該届出に係る対外直接投資を行うことができません。

詳しくは裏面へ

対外直接投資に関する事前届出の流れ

1 届出者は（１）及び（２）を作成の上、水産庁に提出

（１）届出書（案）



証券の取得 なら・・・

様式17（外為省令※4）「対外直接投資に係る証券の取得に関する届出書」



金銭の貸付け なら・・・

様式18（外為省令※4）「対外直接投資に係る金銭の貸付契約に関する届出書」



支店等の設置・拡張に係る資金の支払 なら・・・

様式19（外為省令※4）「対外直接投資に係る外国における支店等の設置・拡張に係る資金の支払に関する届出書」

（２）水産庁宛て説明資料（案）

※4：外国為替に関する省令

2 財務省から届出書正本の提出依頼があります

3 財務省から届出書正本の提出依頼があり次第、
届出者は届出書の正本を日本銀行に提出

4 3 と同時に、届出者は水産庁宛て説明資料の正本を水産庁に提出

5 日本銀行から回答があります

水産庁宛て説明資料の
様式等はこちら（水産庁HP）



届出書様式および記入の
手引きはこちら（日本銀行HP）



- 以上は、事前届出制度の対象となる「漁業」を営む外国法人に投資を行う場合です。
加工業、養殖業など、「漁業」以外を営む外国法人に投資を行った場合は、原則として事後報告が必要です。
- 過去の届出・報告漏れに気がついた場合も、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

《お問い合わせ先》 水産庁資源管理部国際課 海外漁業協力室

TEL：03－6744－2366

財務省国際局調査課 外国為替室

TEL：03－3581－4111（内線5289）